

帝広大谷短期大学 新型コロナウイルス対応マニュアル

このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、感染拡大防止および感染者発生時の対応方をまとめたものです。現在の状況に即しており今後の状況によっては、内容を更新する可能性があります。

● 感染防止の対応方

I. 在学生に対する指導等について

(1) 体調管理の指導

バランスの取れた食事をする、十分に睡眠をとる等、自身の健康管理に努めるよう指導してください。また、登下校時や講義の合間等には必ず手洗いをし、手洗いができないときはアルコール消毒をしてください。また、特に気温の高い時期のマスク着用では小まめな水分摂取も大切です。

(2) 体調不良時の学生に対する指導

以下のいずれかに該当する場合は登校を控えていただき、その症状について担任か学務課(0155-42-4444)まで連絡を行うよう指導してください。

- ・強いだるさがある
- ・発熱がある
- ・軽い風邪症状(喉の痛みだけ、咳だけ等でも)
- ・味覚や嗅覚の異常
- ・その他疑わしき症状

学生本人から担任もしくは学務課に対し、発熱がある又は軽い風邪症状(喉の痛みだけ、咳だけなど)、強いだるさ、味覚や嗅覚の異常等の申し出があり、欠席または早退させる場合は、学校保健安全法第19条により、当面の間出席停止、自宅待機といたします。

また、発熱がある、風邪の諸症状、呼吸困難、倦怠感等があると判断した場合、対応した教職員は学生を直ちに帰宅させ、事務局長、学科長および学務課に報告することとします。

(3) 保健室の対応について

体調不良者が保健室を来室した場合には、看護師の判断により感染症の疑い(発熱がある、風邪の諸症状、呼吸困難、倦怠感などがあると判断した場合)があれば、直ちに帰宅させることとし、事務局長および学科長に連絡することといたします。

(4) 自宅療養

発熱・風邪症状がある場合は絶対に登校せず自宅療養とします。また、通常のインフルエンザや他の病気の可能性もあるため、必要に応じて病院に電話相談の上、受診するかどうか新型コロナウイルス電話相談窓口に問い合わせるよう指導してください。

<新型コロナウイルス電話相談窓口>

- ・帯広保健所 0155-26-9084 平日:8:45~17:30
- ・北海道保健福祉部地域保健課 011-204-5020 24時間

また、自宅待機の上、薬剤を内服しない状態で発熱、咳、たん、下痢、だるさ、味覚・嗅覚異常等が完全に消失してから48時間を経過後、当該学生は学務課に連絡して指示を待ち、許可を受けた上で登校可能とします。登校した初日には学務課まで申し出てください。

(5) 出席停止を課す場合の対応

登校を控えるよう指導し出席停止を課した学生の欠席した授業については公欠扱いとします。

2. 大学・短大の対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症の対応機関について

学長を長とする帯広大谷短期大学新型コロナウイルス感染症対策会議が対応を行います。

(2) 教職員の体調管理について

専任教職員は自身の健康管理に努め手洗い消毒等を励行し、当面の間、感染拡大防止の観点から以下の場合は出勤をお控えいただきその旨を事務局長及び学科長・所属課長までお知らせください。なお、休講を伴う場合は学務課にもお知らせください。

- ・強いだるさがある
- ・発熱がある
- ・軽い風邪症状(喉の痛みだけ、咳だけなど)
- ・味覚や嗅覚の異常
- ・その他疑わしき症状

● 感染の疑いがある者・感染者・濃厚接触者が発生した場合の対応方

3. 在学生に感染の疑いがある者・感染者・濃厚接触者が発生した場合

(1) 学生からの連絡の対応

学生から「感染の疑いがある」「新型コロナウイルスに感染した」または「濃厚接触者になった」連絡を受けた場合の対応方は次のとおりとします。

① 学生から感染の疑いがあると連絡があった場合

風邪症状、強いだるさ、発熱、味覚や嗅覚の異常等の症状が出た場合は授業等の出席を停止して自宅待機としますが、自宅待機をして数日経過しても軽快しない場合、帯広保健所(0155-26-9084 平日:8:45~17:30)に電話して指示を受け、その結果について学務課に報告するよう指導してください。

② 学生から感染した連絡があった場合

連絡を受けた教職員は次の内容を聴取してください。

- ・学籍番号と氏名
- ・連絡内容
- ・医療機関名
- ・診断日
- ・現在の状態
- ・発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ・道外や札幌圏への移動の有無(ある場合は、期間と場所)
- ・症状が現れた日から遡って2日程度以降の大学関係者との接触状況(授業等の出席状況など)
- ・今後の医師等の所見。

③ 学生から濃厚接触者となった連絡があった場合

濃厚接触者となった場合は、診断の結果に拘わらず感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の自宅待機とします。連絡を受けた教職員は当該学生に対し、次の内容を聴取してください。

- ・学籍番号と氏名
- ・連絡内容
- ・医療機関名
- ・診断日
- ・現在の状態
- ・感染者と接触した日時と場所
- ・明らかになった日から遡って2日程度以降の大学関係者との接触状況(授業等の出席状況など)
- ・今後の医師等の所見。

さらに、医療機関受診前に保健所等の相談窓口へ相談するよう伝えてください。

(2) 感染の疑いがある者・感染者・濃厚接触者が発生した場合の大学の初期対応

連絡を受けた教員は直ちに学科長に連絡してください。学科長は事務局長に連絡し、事務局長より学長並びに教育・研究担当副学科長に報告します。

連絡を受けた職員は直ちに事務局長に連絡してください。事務局長は学科長に連絡の上、学長並びに教育・研究担当副学科長に報告します。

<感染者が発生した場合、事務局長は関係省庁に連絡し相談を行います>

- ・帯広保健所 0155-26-9084 平日:8:45~17:30
- ・北海道保健福祉部地域保健課 011-204-5020 24時間

※ 学科、事務局、保健室等が連携し、感染者の学校内における活動の態様、接触者

の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否について可能な限り調査することとします。

学長は関係省庁の相談内容を受けて直ちに出席停止や臨時休校について、帯広大谷短期大学新型コロナウイルス感染症対策会議に意見を聞いて判断します。また、総務課は感染者及び濃厚接触者の施設利用の調査を受けて、消毒について外部発注を行います。

(3) 感染した学生が校舎に立ち入っていた場合

感染した学生が発症前後に校舎内に立ち入っている場合及び本学教職員が濃厚接触者となり校舎内に立ち入っていた場合には、保健所と相談の上、一定期間の校舎閉鎖、全関係者の一定期間の入校禁止かつ自宅待機および在宅勤務等の措置を講じ、状況によっては、非対面型授業（オンライン授業による等遠隔授業）を実施します。

(4) 臨時休校の対応

大学が臨時休校する場合は北海道保健福祉部に相談の上、学長が日数を決めることとします。また、臨時休校中の対面授業は原則実施しませんが、状況によっては、非対面型授業（オンライン授業やシラバスに則した課題研究等を課すこと等遠隔授業）を代替方法として講義を行います。

(5) 出席停止を課す場合の対応

感染者した学生や濃厚接触者となり、出席停止を課した学生の欠席した授業については公欠扱いとします。

(6) 感染の疑いがある者・感染者・濃厚接触者のその後の対応方

感染の疑いがある者は、保健所に相談し、必要に応じて医療機関の診療を受け、その指示に従った期間を登校禁止とし、登校可能となった際には、学務課に連絡し、許可を得た上での登校とします。

感染者は治癒するまで登校禁止とします。「治癒し登校に支障がないこと」を証明する医療機

関の診断書等を学務課に提出し、許可を得ることによって登校禁止を解除します。また、登校した初日には学務課まで申し出ることとします。

先述のとおり濃厚接触者においては、診断の結果に拘わらず、最後の接触から2週間の(接触した日を1日目とする)自宅待機とし、学務課に連絡し許可を得た上で登校とします。

4. 教職員に感染の疑いがある者・感染者・濃厚接触者が発生した場合

(1) 感染の疑いがある場合

自宅待機とします。数日経過しても軽快しない場合、帯広市保健所(0155-26-9084 平日:8:45~17:30)に電話して指示を受けてください。

(2) 連絡

感染した場合や濃厚接触者になった場合は、事務局長まで連絡してください。

濃厚接触者となった場合は感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の自宅待機とします。その後、毎日朝・夜に検温し、強いたるさ、発熱、風邪症状、味覚や嗅覚の異常等の症状が出た場合には、医療機関受診前に保健所等の相談窓口へ相談してください。

(3) 大学の初期対応

事務局は事務局長の指示のもと、学長および副学長、学科長等、関係部署に連絡します。

その他は3(2)と同じ対応です。

(4) 臨時休校の対応

3(4)と同じ対応です。

(5) 教員が出勤停止になった場合の対応

教員が感染者または濃厚接触者に該当し、出勤停止になった場合の授業については休講といたします。

(6) 感染者・濃厚接触者のその後の対応方

感染者は治癒するまで、出勤停止とします。「治癒し出勤に支障がないこと」を証明する医療機関の診断書等を事務局長に提出することによって出勤停止を解除します。

濃厚接触者においては最後の接触から2週間後(接触した日を1日目とする)の出勤とします。

5. 情報の公表

本学の学生や教職員等に感染者が発生した場合には感染者状況を公表します。

公表する情報については、個人情報に留意し、保健所と相談の上で総務課が所掌します。